

西東京市国民健康保険財政健全化計画策定に係る基本的な考え方

1 被保険者の推計

運営方針の算出方法に基づき、令和2年度以降の被保険者数を推計する。

平成29年11月作成の西東京市各歳別・各年推計に、令和元年度9月末現在の国民健康保険の5歳階層別被保険者数で除して得た5歳階層別国保加入率を、令和2年度以降の固定の加入割合とし、西東京市各歳別・各年推計に乗じて算出する。

・令和2年度以降（n年度）の被保険者は以下の式により算出

$(n \text{ 年度の西東京市の推計人口}) \times (\text{国保加入率})$

i n年度の西東京市の推計人口は、西東京市作成による『西東京市人口推計報告書』（平成29年11月）をもとに時点修正した『各歳別・各年推計』を使用し、年度ごとに推計

ii 国保加入率は、年齢区分ごとの令和元年9月末現在の被保険者数を、令和元年9月末現在の人口で除して得た割合を固定して使用

【運営方針抜粋】

・平成31年度以降（n年度）の被保険者は以下の式により算出

$(n \text{ 年度の東京都の推計人口}) \times (\text{国保加入率})$

i n年度の東京都の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による『5歳階級推計人口』を基に年度ごとに推計

ii 国保加入率は、年齢区分ごとの平成30年度の被保険者推計数を、平成30年度の推計人口で除して得た割合を固定して使用

2 納付金及び標準保険料率の推計

納付金及び標準保険料率の推計について、東京都に確認を行ったところ、「国による公費負担、納付金の剰余金等の動向が不明確で推計は困難なため、令和元年度の確定計数での納付金及び標準保険料率を固定して使用することが現実的である」との回答を得た。

このことから、本市では、東京都から示された令和元年度の確定計数での納付金及び標準保険料率を固定して使用する。

令和元年9月18日に広域化後、初の東京都の決算が公表された。その中で30年度において剰余金が生じ、剰余金が生じた場合は、翌々年度の納付金から減算するとされている。しかしながら、剰余金及び減算額については、令和元年12月の国庫支出金の精算額を減算したのちに確定することから、令和2年度の納付金及び標準保険料率の動向に注視していく必要がある。

3 目標収納率の推計

運営方針の設定方法に基づき、令和2年度以降の目標収納率を設定する。

30年度収納率が93.1%となったことから、運営方針に基づき、令和2年度の目標収納率を0.1%増の93.2%とし、令和4年度からは運営方針に基づき、2年ごとに0.1%ずつ向上していくものとして目標収納率を設定する。

【運営方針抜粋】

収納率向上対策の促進を図るため、区市町村規模などが収納率に与える影響を考慮して区市町村規模別の目標収納率を設定する。

1万人以上、5万人未満の保険者の目標収納率は、毎年度0.05%引上げ

※平成31年3月末時点被保険者数42,728人

4 法定外一般会計繰入金額の設定

法定外一般会計繰入金額は令和元年度予算ベース16億430万円から保険事業等1億2,572万6千円を差し引いた14億7,857万4千円とする。(29年度策定8市、30年度策定10市、31年度以降策定予定8市(本市含む))

5 法定外一般会計繰入金削減額の設定

解消すべき法定外一般会計繰入金額は、14億7,857万4千円を、中間まとめにおける法定外繰入金の解消・削減に向けた考え方に基づき、被保険者の保険料負担の平準化を図るために用いた削減額を、各年度の法定外一般会計繰入金削減額とする。

6 保険料率の設定

上記2の理由から、標準保険料率は東京都から示された令和元年度の確定計数とし、解消年度の最終年度において、標準保険料率に達するものとして設定する。

7 平成30年度国民健康保険運営協議会での審議経過(中間まとめ)

具体的数値を含む本計画策定後において、保険料改定の際には、大幅な見直しが必要となる可能性があること、広域化後の決算を踏まえたより精緻な数値に基づく計画を策定することが適当であることから、平成31年度も引き続き検討する。

8 中間まとめにおける法定外繰入金の解消・削減に向けた考え方

- 歳入の確保のための事業を適切に実施すること
- 保険料の改定にあたっては、その負担、変動の平準化を図りながら、一般会計からの法定外繰入金を解消する期間を検討すること
- 計画の策定後についても社会経済情勢や制度の見直しなどに対応する柔軟性のある取り組みとすること
- 本協議会において適宜検証し、必要に応じて見直しを図ること